

佐賀県告示第332号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第7項の規定により、脊振山鳥獣保護区の存続期間を更新するので、鳥獣保護区の設定（昭和58年佐賀県告示第757号）の一部を次のように改正し、平成25年11月1日から施行する。

平成25年10月31日

佐賀県知事 古 川 康

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>1 略</p> <p>2 区域</p> <p><u>神埼郡脊振村と三瀬村との境界線</u>と福岡県と佐賀県との境界線との交点を第1起点とし、第1起点から<u>佐賀県と福岡県との境界線</u>を南東へ進み脊振山南西の九州自然歩道に至り、同歩道を南へ進み蛤岳を経て南東へ進み<u>国有林佐賀事業区14林班と同15林班との林班界</u>に至り、同林班界を南東へ進み永山林道に至り、同林道を南へ進み東脊振村松隈の森林基幹道蛤岳横断線との交点に至り、同基幹道（計画線を含む。）を北西へ進み東脊振村と脊振村との境界線に至り、同境界線を北東へ進み国有林と民有林との境界線に至り、同境界線を北西へ進み県道305号脊振山公園線を横断してさらに北西へ進み脊振村と三瀬村との境界線に至り、同境界線を北へ進み<u>国有林佐賀事業区21林班と同22林班との境界線</u>を経て第1起点に至る線で囲まれた区域及び国道385号と県道46号中原三瀬線との交点を第2起点とし、第2起点から同国道を南へ進み小野田ケミコ株式会社横の農道に入り、同農道を西へ進み歩道に至り、同歩道を北西へ進み林道松隈線との交点に至り、同林道を南西へ進み林道佐賀東部線との交点に至り、同林道を北西へ進み村有林と<u>国有林佐賀事業区42林班との境界線</u>に至り、同林班の林班界を北へ進み<u>国有林佐賀事業区40林班との林班界</u>に至り、<u>国有林佐賀事業区40林班の林班界</u>を北西へ進み<u>国有林佐賀事業区43林班</u>を経て神埼町と脊振村との境界線に至り、同境界線を北西へ</p>	<p>1 略</p> <p>2 区域</p> <p><u>佐賀市三瀬村と神崎市脊振町との境界線</u>と福岡県と佐賀県との境界線との交点を第1起点とし、第1起点から<u>福岡県と佐賀県との境界線</u>を南東へ進み脊振山南西の九州自然歩道に至り、同歩道を南へ進み蛤岳を経て南東へ進み<u>国有林佐賀東部森林計画区14林班と同15林班との林班界</u>に至り、同林班界を南東へ進み永山林道に至り、同林道を南へ進み吉野ヶ里町松隈の森林基幹道蛤岳横断線との交点に至り、同基幹道を北西へ進み神崎市と吉野ヶ里町との境界線に至り、同境界線を北東へ進み国有林と民有林との境界線に至り、同境界線を北西へ進み県道305号脊振山公園線を横断してさらに北西へ進み佐賀市と神崎市との境界線に至り、同境界線を北へ進み<u>国有林佐賀東部森林計画区21林班と同22林班との境界線</u>を経て第1起点に至る線で囲まれた区域及び国道385号と県道46号中原三瀬線との交点を第2起点とし、第2起点から同国道を南へ進み小野田ケミコ株式会社横の農道に入り、同農道を西へ進み歩道に至り、同歩道を北西へ進み林道松隈線との交点に至り、同林道を南西へ進み林道佐賀東部線との交点に至り、同林道を北西へ進み市有林と<u>国有林佐賀東部森林計画区42林班との境界線</u>に至り、同林班の林班界を北へ進み<u>国有林佐賀東部森林計画区40林班</u>との林班界に至り、<u>国有林佐賀東部森林計画区40林班の林班界</u>を北西へ進み<u>国有林佐賀東部森林計画区43林班</u>を経て神崎市神埼</p>

改正前	改正後
<p>進み国有林佐賀事業区41林班の林班界に至り、同林班界を北東へ進み県道46号中原三瀬線との交点に至り、同県道を南東へ進み第2起点に至る線で囲まれた区域</p> <p>3 存続期間 平成15年11月14日から平成25年10月31日まで</p> <p>4 保護に関する指針 (1)・(2) 略 (3) 鳥獣保護区の管理方針 区域界の主な場所に鳥獣保護区の標識を設置し、鳥獣保護区であることの周知を図り、県担当職員や鳥獣保護員が、随時鳥獣保護区内を巡視する等して鳥獣保護区の管理に当たる。 また、野生鳥獣による農林作物等被害が発生した場合には、有害鳥獣捕獲制度及び特定鳥獣保護管理計画に基づく捕獲制度の適正な活用により被害防止に努める。</p>	<p>町と神崎市脊振町との境界線に至り、同境界線を北西へ進み国有林佐賀東部森林計画区41林班の林班界に至り、同林班界を北東へ進み県道46号中原三瀬線との交点に至り、同県道を南東へ進み第2起点に至る線で囲まれた区域</p> <p>3 存続期間 平成25年11月1日から平成35年10月31日まで</p> <p>4 保護に関する指針 (1)・(2) 略 (3) 鳥獣保護区の管理方針 区域界の主な場所に、鳥獣保護区であることを周知するため、標識を設置するとともに、県担当職員や鳥獣保護員が随時巡視する等して区域の管理に当たる。 また、野生鳥獣による農林作物等被害が発生した場合には、鳥獣保護事業計画又は特定鳥獣保護管理計画に基づく有害鳥獣捕獲制度の適正な活用により被害防止に努める。</p>